

一坂町県道推進室からのお知らせ

県道だより

第37号 発行：平成26年12月1日



〒731-4393 広島県安芸郡坂町
平成ヶ浜一丁目1番1号
坂町県道推進室
TEL (082) 820-1536
FAX (082) 820-1523
E-mail:kendou@town.saka.lg.jp



県道坂小屋浦線 (1-2工区)



本年度9月から、本格的な建設工事に着手しました!

県道坂小屋浦線は、関係地権者をはじめ、多くの方々にご理解をいただき、平成ヶ浜から町道総頭川1号線までを1工区として、用地買収を進めております。

1-2工区に於いては、広島県が工事を発注し、本格的な建設工事が始まりました。

工事中は、皆様にいろいろとご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

工事区間起点側 (1-2工区実施分)



進捗状況のお知らせ



平成26年11月末現在の進捗状況をお知らせします。
1工区全体で、用地33件、家屋26件の補償契約が済んでいます。



用地測量
85%

家屋調査
89%

用地買収
56%

家屋補償
70%

税制上の特例措置 ※ ① と ② はどちらか1つを適用できます。

○ 県道事業のため道路用地として、土地を譲っていただけの方	① 土地などの資産を道路用地として譲っていただき、金銭による補償を受けられた場合、その補償金の 5,000万円までは、税金が課税されません。						
	(例) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">補償金 5,000万円</td> <td style="padding: 5px;">—</td> <td style="padding: 5px;">特別控除 5,000万円</td> <td style="padding: 5px;">=</td> <td style="padding: 5px;">課税対象額 0円</td> </tr> </table>	補償金 5,000万円	—	特別控除 5,000万円	=	課税対象額 0円	
補償金 5,000万円	—	特別控除 5,000万円	=	課税対象額 0円			
	② 土地などの資産を道路用地として譲っていただき、代替資産を取得された場合には、 代替資産の取得に充てられた金額については、税金が課税されません。 注) 原則として代替資産は2年以内に取得しなければなりません。						
	(例) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">補償金 7,000万円</td> <td style="padding: 5px;">—</td> <td style="padding: 5px;">代替資産代金 7,000万円</td> <td style="padding: 5px;">=</td> <td style="padding: 5px;">課税対象額 0円</td> </tr> </table>	補償金 7,000万円	—	代替資産代金 7,000万円	=	課税対象額 0円	
補償金 7,000万円	—	代替資産代金 7,000万円	=	課税対象額 0円			
○ 県道事業のため移転される方へ土地を譲っていただけの方	③ 県道事業により移転される方へ、公共事業施行者（県や町など）を通じて土地を譲っていただいた場合、その土地代金の 1,500万円までは、税金が課税されません。						
	(例) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">土地代金 2,000万円</td> <td style="padding: 5px;">—</td> <td style="padding: 5px;">特別控除 1,500万円</td> <td style="padding: 5px;">=</td> <td style="padding: 5px;">課税対象額 500万円</td> </tr> </table>	土地代金 2,000万円	—	特別控除 1,500万円	=	課税対象額 500万円	
土地代金 2,000万円	—	特別控除 1,500万円	=	課税対象額 500万円			
	※ 特別控除を差し引いた500万円に対し、所得税が課税されます。						

確定申告について

5,000万円特別控除の特例を受けるためには、確定申告書に特例を受ける旨を記載して、広島県が発行する「買取り等の申出証明書」「買取り等の証明書」及び「収用証明書」を添付のうえ納税地の所轄税務署に提出する必要があります。

また、代替地提供者に対する特別控除の特例（1,500万円特別控除）を受けるためには、「特定住宅地造成事業等のための土地等の買取証明書」を添付して申告する必要があります。

※特別控除の額を超える補償金があった場合には、特別控除の額を超える部分について所得税は課税されます。

※特別控除内であっても、年金等の支給額や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢医療保険料の納付金額に影響が出ることがあります。